

第 38 号 令和 6 年 11 月 22 日受理 総務防災常任委員会付託

件 名 千葉県公文書等の管理に関する条例の制定に関するについて

要 旨

公文書は、行政組織としての利用等に留まらず、広く県民の財産でもある。

とりわけ、歴史的な価値を有する公文書は、後の世代が、過去の重要な政策決定を参考に、その時代の課題解決をするために有用であり、また、過去の歴史や文化等を振り返るうえでも、その当時を知ることが出来る大変貴重な資料となり得るものである。

千葉県では、過去の公文書の誤廃棄や所在不明となった事案を踏まえた対策を進めているとのことであるが、改めて、職員一人一人が公文書の重要性を認識したうえで、適切に扱う意識の醸成とデジタル技術等を活用した仕組みの構築を図っていくべきである。

以上の趣旨から、千葉県公文書等の管理に関する条例を制定するよう措置願いたい。